平成２１年（フ）第５７５号
熊本市尾ノ上３丁目13番10号　灰塚ハイツ202
債務者　綾　　光弘
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第８２号
山口市鋳銭司3019番地
債務者　長廣　　正
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１１８号
山口市鋳銭司6180番地２
債務者　寺山ウメ子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１５１号
山口県防府市迫戸町９番23号　中川アパート204号
債務者　松井　孝士
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２１号
栃木県佐野市山越町271番地
債務者　近藤　武夫
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年７月24日午後３時
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第１５５２号
横浜市港北区綱島西５丁目18番22号
債務者　土屋　孝子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５５６号
横浜市栄区鍛冶ケ谷１丁目29番４号　サニーコート201
債務者　西浦　幸恵（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３８７号
愛知県高浜市論地町３丁目６番地34　照薪館11号、旧住所愛知県岡崎市島坂町字川ノ前１番地１　株式会社大照
債務者　大城　進次
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月10日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第３８号
島根県江津市渡津町3206番地２
債務者　勝手　里美
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月26日午前11時
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第３９号
島根県邑智郡邑南町矢上3470番地
債務者　伊東千恵子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月26日午前11時
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第６２号
岡山県津山市二宮1302番地１
債務者　西本　嘉彦
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月３日午後２時20分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第１６６５号
横浜市港北区日吉６丁目13番１―419号
債務者　内藤　　茂
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５６号
島根県出雲市松寄下町151番地　コーポ桧垣２―101
債務者　瀧　　梓
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月31日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第１５５８号
横浜市泉区上飯田町2619番地　県営いちょう団地28棟702号
債務者　齋藤　禮子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５５９号
横浜市泉区上飯田町2619番地　県営いちょう団地28棟702号
債務者　齋藤　美紀
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５８６号
横浜市泉区上飯田町2619番地　県営いちょう団地29棟405号鈴木こと深山武志方、住民票上の住所横浜市戸塚区戸塚町3531番地　金富荘竹１号
債務者　小澤　正司
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部